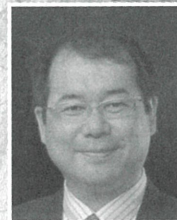


弁護士に聴く



弁護士 庄司俊哉

32

判例から見る 労働トラブルの 防止対策



上司の指示によるうつ病 発症の予防に向けて

本年8月号で紹介済み
の事例(上司の指示によりうつ
病を発症して自殺に至った事
件)について、今回は「うつ
病予防の観点」から、もう少
し詳しく事例をご紹介します。

第一審判決(徳島地裁H

25・7・18判決)では、Aが
出向前から単身赴任に伴う家
庭生活上の不安をもらし、赴
任後もC常務がAの言動から
異様な印象を受けていたこと
等から、C常務は、Aがうつ
病を発症する危険があること
は予見可能であったとして、

【事例】

AはY1社(本社徳島県)で機械設
計に携わって12年の中堅従業員
(妻・子2人と同居)。Y1社はAに対
し、H11年4月、子会社のY2社(本社
東京都)への出向を命じた。Aは単
身上京後の勤務初日(5月7日)とそ
の翌日(8日)、Y2社のC常務から過
大な設計業務の指示を受けたところ、
5月19日、うつ病と診断され、同月
21日から年休取得し、入院すること
になった。そこでY1社によりAの出
向命令が解かれて、Aは8月26日に
Y1社に復職したが、その後も回復が
思わしくなく、11月24日に自殺し
た。Aの遺族が安全配慮義務違反を
理由に、Y1社とY2社を提訴した。
(四国化工機ほか1社事件・高松高
裁H27・10・30判決)



弱者の視点

Y2社についての安全配慮義務
違反を認めました(Y1社の責
任は認めず)。設計業務が過
重な点も安全配慮義務違反と
されたのですが、具体的には
「AがC常務から設計・改造
を指示された機械類は、Aも
初めて扱う機械であったこと
と」、「AがY2社で使われて
いた設計用ソフトウェアに不
慣れであったこと」、「Aを
サポートする体制が事前に準
備されていなかったこと」、
「2つの設計指示について、
実現困難な納期を設定したこ
と」等の点でした。

これに対し高松高裁は、
「特定の業務指示のみに着目
するのではなく、その後の業
務負担の軽減措置をも考慮し
て、安全配慮義務違反を判断
すべき」としました。そして、
Aが業務開始3日目に「設計
用ソフトに慣れておらず、ま
たY1社で作業することが効率
的なので、Y1社で作業した
い」と申し出たところ、C常
務はすぐにこれに応じて許可
をしたこと、Y1社ではAはサ
ポート要員Pら3名と共に作
業を行ったこと、C常務はP
からの申し入れを受けて納期
を5日間延長したこと等から、
高裁判決は「当初に示された
過重な業務指示を短期間のう
ちに修正し、適切な業務調整
を行った」として、C常務は、
Aがうつ病を発症することを
予見できなかった、よってY2
社にも安全配慮義務違反はな
い、と判断しました。

結果として「使用者に安全
配慮義務違反はない」との結
論になったのですが、部下の
自殺を予防するという観点か
ら、この事例から学ぶべき教
訓は次のとおりだと考えます。
①部下が出向や単身赴任等
を理由とする不安を抱えている
中で、さらに過大な業務命令
を出してしまうと、必ずしも
過重な労働時間に至らなくとも、
1週間〜10日前後でうつ
病を発症することがありうる
こと、②C常務は、「Y1社と
Y2社では機械設計ソフトが別
物であること」を知らず、作
業の工程数や時間数も正確に
把握できておらず、自身が設
計業務に不慣れなところがあ
ったため、Aへの業務指示が
過重であることを認識できな
かったのですが、上司は、作
業工程・内容等や部下の経
験・能力をきちんと把握して、
合理的範囲の業務量の指示を
行うべきこと、③部下の作業
状況をできる限り把握し、業
務量がオーバー気味になって
いることに気づいた場合には、
適正な業務量とするべく人員
補充や作業軽減等を試みるべ
きこと、④部下に少しでも異
常な言動が見られたら、すぐ
に病院を受診させること(本
件では、病院受診前日の5月
18日、Aが報告の際に、広告
用紙のウラに、慌てたように
報告内容を書き入れ、1枚書
き上げるたびに手渡すことを
したため、C常務は異常を感
じ、翌日、受診を勧めた)。

イラスト・源 安孝

(福岡宗也法律事務所所長、
元愛知労働局紛争調整委員)